平成２３年（フ）第８１号
群馬県高崎市問屋町１丁目５番地の２
破産者　保坂商事株式会社
１　決定年月日　平成24年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第８５号
岐阜県多治見市太平町２丁目８番地　グリーンハイツ多治見601、開始決定時の住所岐阜県多治見市白山町４丁目46番地の１
破産者　ヤマセイ小島商店こと　小島　康敬
１　決定年月日　平成24年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第６４７号
静岡市駿河区西島806番地
破産者　有限会社エスケイ工業
１　決定年月日　平成24年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５０９号
名古屋市中区千代田５丁目８番９号
破産者　株式会社大日調査設計
１　決定年月日　平成24年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０２１号
神戸市垂水区潮見が丘１丁目20番21号
破産者　ジオテッラ株式会社
１　決定年月日　平成24年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７４７号
岡山県和気郡和気町大田原220番地２
破産者　大田原好廣
１　決定年月日　平成24年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６６号
青森県五所川原市字旭町２番地
破産者　有限会社平泉農機
１　決定年月日　平成24年３月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第１３８号
福島県郡山市喜久田町字菖蒲池21番地の47
破産者　ウェルコスモ株式会社
１　決定年月日　平成24年３月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第５７１号
石川県かほく市長柄町ソ86番地６
破産者　株式会社タケダ製作所
１　決定年月日　平成24年３月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

破産終結

平成１４年（フ）第２９５号
福島県河沼郡柳津町大字柳津字一王町甲37番地
破産者　柳津事業協同組合
１　決定年月日　平成24年３月28日
２　主文　本件破産を終結する。
３　理由の要領　最後の配当を終わり、債権者集会は破産管財人の任務終了により計算を承認し終結した。
福島地方裁判所会津若松支部

平成１６年（フ）第２５１５号
大阪市北区曽根崎新地２丁目２番16号
破産者　株式会社ダイシンファイナンス
１　決定年月日　平成24年３月21日
２　主文　本件破産を終結する。
３　理由の要領　最後の配当を終わり、債権者集会は破産管財人の任務終了による計算を承認し終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結

平成２２年（フ）第７８１号
熊本県宇土市新町１丁目１番地
破産者　井上　幸矢
１　決定年月日　平成24年３月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１９２号
北海道苫小牧市見山町４丁目10番４号　ナイスフラット202
破産者　岡村　勇治
１　決定年月日　平成24年３月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第３０６号
群馬県高崎市栄町５番17―705号
破産者　城島　達哉
１　決定年月日　平成24年３月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１１８号
群馬県高崎市上並榎町３番地２　レジデンス矢島103号、開始決定時の住所群馬県高崎市上大類町1334番地１
破産者　保坂　正巳
１　決定年月日　平成24年３月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２９９号
金沢市四十万町北ル６番地12、従前の住所石川県能美市大浜町井281番地９
破産者　西山　　隆
１　決定年月日　平成24年３月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３５３８号
名古屋市中川区富田町大字千音寺字赤星裏4570番地、開始決定時の住所名古屋市中川区富田町大字千音寺字赤星裏4545番地
破産者　鬼頭　保徳
１　決定年月日　平成24年３月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９７７号
愛知県愛西市日置町八百歩126番地
破産者　榎本　　清
１　決定年月日　平成24年３月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３６３号
福井市二の宮１丁目８番１号　レオパレスエクセル207号、開始決定時の住所愛知県知多郡東浦町大字緒川字蓮池25番地の３　レオパレス蓮池201号
破産者　伊東　恒和
１　決定年月日　平成24年３月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部